

## 第10回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年10月30日（水）  
印西市役所 4階 41会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担 当 課 （国保年金課）西澤主査補  
（市民活動推進課）富澤主幹、齊藤主査補、本田主査補

事 務 局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補

傍 聴 者 なし

事務局 ただ今から、第10回補助金等評価委員会を開会いたします。本日、審査いただきます補助金等につきましては、国保年金課及び市民活動推進課が所管しております補助金等となります。

それでは、印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、早速ではございますが、13番目国民健康保険人間ドック及び脳ドック検査助成金につきまして担当の方から要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 国民健康保険人間ドック及び脳ドック検査助成金につきまして説明させていただきます。補助金等調書に基づきまして説明させていただきます。印西市国民健康保険に加入している方で、加入から1年以上で満40歳以上の方を対象に人間ドック又は脳ドックを受けた際の費用の一部を助成するものです。助成の条件といたしましては、国民健康保険料を完納している世帯に属していること、及び印西市が行っている特定健康診査を受けていないこととなります。申請をいただいた方につきまして担当課の方で対象者として該当するか判断をいたしまして、証明書を発行いたします。その証明書を持参して医療機関で人間ドック又は脳ドックを受けまして、領収書の写しと診断結果の写しを添付して助成金を請求していただき、こちらから本人の口座に振り込むこととなります。次に、実績でございますが、人間ドックと脳ドック合わせまして、

平成23年度で829万8,300円、平成24年度で1千14万800円となっており、平成25年度は、1千252万円を予算計上しております。助成の目的につきましては、人間ドック及び脳ドックを受けることにより、加入者の健康保持、増進を図り、医療費に係る給付費の支出抑制に寄与しているものと考えております。助成率につきましては、2分の1としておるところですが、限度額がございまして、人間ドックの場合は、3万円、脳ドックの場合は、2万円としています。助成の効果につきましては、医療費に係る給付費は、減少はしていませんが、増加率が抑制されているものと考えております。対前年度比の増加率が平成22年度が7.74%、平成23年度が6.11%、平成24年度が2.39%となっております。この助成金の終期でございますが、ございません。国民健康保険法で健康保持、増進のために必要な事業を行うこととされていることから、終期については考えておりません。以上で説明を終わります。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 受信者が年々増加しています。医療費に係る給付費の抑制にこの助成金がどのような効果があったと認識されていますか。また、受信者数の目標設定は、ありますか。

担当課 この助成金によって、医療費に係る給付費の抑制を図り、国民健康保険の健全な運営を目指しております。実際には、人間ドック及び脳ドックの他に特定健康診査の実施、ジェネリック医薬品に関する周知、医療費通知の発行、レセプトの確認等を行い総合的に医療費に係る給付費を抑制に努めております。受信者数につきましては、数値による目標設定は、していない状況です。

委員 人間ドック及び脳ドックに係る効果については、把握していますか。

担当課 人間ドックを受けたことにより、具体的にどのような病気について診療を受けなくて済んだというのを把握することは、困難です。そのため、人間ドック及び脳ドックの医療費に係る給付費の抑制に対する貢献度を把握することは、難しい状況です。

委員 難しいとは思いますが、何らかの方法で把握しないと、どこまで補助すべきか判断できないのではないのでしょうか。この助成金の方向性を決める上で何らかの指針となるようなものがあるといいと思います。何か考えられますか。

担当課 現在、この助成金については、要綱を定め、これに基づき助成しているものです。ご指摘のとおり、今後の方向性やこの助成金のあり方については、今後の検討課題であると思っております。

委員 現在、この助成金を受ける人数が増えています。このまま増え続けた場合、歯止めがなくなり、国民健康保険の健全な運営に影響を及ぼさないのか懸念しています。

担当課 交付要綱の第5条に助成を受ける回数の制限が規定されています。1年につき1回とされており、ただし、翌年になれば、また助成を受けることができます。

委員 交付の効果が把握できないのは、やはりまずいのではないのでしょうか。交付の効果を把握する手段は、ないのですか。1年に約200万円増加しています。5年間で1千万円増加することとなります。補助率及び補助の限度額を見直すと増加する金額をどの様にコントロールするかという考えも必要なのではないのでしょうか。助成して効果がある人に手厚く助成を行うのがいいと思います。また、特定健康診査との関係はどうなっているのですか。

担当課 特定健康診査につきましては、国民健康保険に加入して1年未満の方でも受けることが出来ます。また、人間ドックよりも検査項目は、細かくありません。基礎的な健康診査となります。市の保健センターで行う集団検診と市内の医療機関で行う個別検診がございます。検診費用は、集団検診で1人当たり1,100円、個別検診で1,500円となっております。こちらにつきましても、健康保持、増進を目的に行っております。特定健康診査を受けた方につきましては、人間ドックの助成を受けることができないこととなっております。

委員 どちらか一方ということですか。

担当課 そうです。

委員 では、特定健康診査を受ける方のほうが多いのですか。

担当課 資料を持参していないので、正確な数字は分かりませんが、平成24年度で、4,500人弱となっております。人間ドックは、あらかじめ予約をして、細かく検査をします。特定健康診査につきましては、1時間から2時間で終了します。

委員 このままでは、助成額が増加し続けることとなります。効果がはっきりしないまま費用だけかさんでしまうこととなります。対象年齢を引き上げるとかの対策をとらないと財政的に厳しい状況になってしまうのではないのでしょうか。有効利用につながる制度としていただきたいとおもいます。

委員 近隣市と比較しても印西市は、遜色ない制度となっているものと思います。給付費の増加率が6.11%から2.39%に下がっていますが、この理由については、ど

の様に認識されておられますか。

担当課 先程も説明させていただきましたが、抑制するための各種事業を行った結果ということもありますが、インフルエンザのような流行性の疾患が少なかったことによる理由もあると考えております。

委員 ジェネリック医薬品を使用すると、どのくらい経費を抑えられるのですか。

担当課 薬によって違いますが、ジェネリック医薬品に替えることで半額になることもあります。調剤薬局に用意していない場合には、替えることはできません。

委員 ジェネリック医薬品を使用することによって、給付費に影響があるのですね。ジェネリック医薬品の普及啓発が必要であると思います。

担当課 影響は、ございます。

委員 市民にとっては、有用な制度であると思います。この助成金の普及状況については、どの様に認識していますか。

担当課 助成額が、年々増加している状況でございます。これは、受診者数の増加もございますが、検査項目が追加されることによる増加もございます。先程、ご指摘をいただきましたが、脳ドックを含めて、どの検査項目を助成対象とするのかを検討していかなければならないと考えております。

委員 人間ドック及び脳ドックは、自分で判断して受けるものなのですか。医師からの勧めで受けるものなのですか。

担当課 担当課では、市のホームページや窓口で啓発しておりますが、最終的には本人の判断となります。

委員 これからは、高齢化社会となるので、高齢者に理解しやすい啓発活動を行っていただくことをお願いして質問を終わります。

委員 市は、予防医療に関しては、どの様な方針なのですか。人間ドックと別々の日に行われている個別検診のどちらに重点を置いているのですか。

担当課 市では、人間ドック、特定健康診査及びがん検診を実施しております。総合的な検査となる人間ドック及び特定健康診査を多くの方々に受けていただき、その結果によ

り、専門的な各種の検診を受診していただくのがよいと考えております。

委員 各種検診の日時を調べて受診するよりは、一か所ですべての検診を受診できれば効率的であるし、また受診率も向上すると思います。そのようにするために、この助成金の支給について検討した方がよいと思います。市にとっても受診する市民にとっても良いのではないかと思います。例えば、同じ誕生日の方々を一度に一か所で検診を行う、いわゆる「誕生日検診」等を検討し、受診率の向上をしていただきたいと思います。

担当課 実際に検診を行っているのは、健康増進課になりますので、そちらとの協議及び検討が必要となります。

委員 社会保険の加入者は、人間ドックを無償で受けることが出来ます。国民健康保険の加入者は、比較的所得の低い方が多いと思います。その方々に対して、どこまで人間ドックで対応すべきなのか。人間ドックを受けた方々は、どのくらいの所得があったのか把握していますか。

担当課 調査しておりません。人間ドックを受けた方に一定の負担をしていただいているのは、近隣市でも同じでございます。この制度を維持していくためには、必要であると考えております。

委員 どの市でも国保の財政は厳しい状況であると思われるので、人間ドックの無償化というのは、考えられませんが、国民健康保険の加入者は、比較的所得の低い方が多いと思います。助成率を一律にするのではなく、所得に応じた助成率とすることや市の検診を行う健康増進課と協力するなど、平等に誰でも予防医療を受診しやすい制度にしてほしいと思います。

担当課 人間ドックを受けられれば良いのですが、助成率が2分の1で、上限額があり、受診が困難な場合は、特定健康診査を負担額1,100円又は1,500円で受診することが出来ます。多くの方が受診できるような制度となっていると考えております。

委員 所得によって、人間ドックを受診できるかどうか決まってしまうのは、不公平に感じてしまいます。誰でも受診できるよう検討していただきたいと思います。

委員長 集団検診の場合1人当たりの費用はどのくらいですか。

担当課 委託費が約2千万円で受信者が、約4,500人だったと思います。(1人当たり約4,500円)

委員長 かなり安くできますね。給付費については、各市の課題となっています。これが病気の早期発見によって抑制できれば、人間ドックであっても特定健康診査であってもよいのではないかと思います。様々な方法で病気の早期発見ができればよいと思います。負担能力の関係で検査方法が変わってしまうのは、いたしかたがないと思います。ただ、特定健康診査については、通知が来ますが、人間ドックに助成金があることについては、あまり認知されていないと感じます。PRが不足しているのではないのでしょうか。できれば、人間ドックを受けてほしいと思います。人間ドックと集団検診で異常の発見率とか発見の精度に違いはあるものですか。

担当課 検診の結果につきまして、どのような異常が発見されたのか、どのような健康に関する指導が行われたのか確認できる状態にはございません。したがって、異常の発見率とか発見の精度について検証しておりません。

委員長 そこが大事なんだろうと思います。異常が発見されて再検査をしたのか等の追跡調査のようなものも必要だと思います。

委員長 他に質問はありませんか。なければ、この補助金は終了いたします。それでは、ただ今の13番目国民健康保険人間ドック及び脳ドック検査助成金について委員会としての今後の方向性を決定したいと思います。

委員 現状維持で継続です。

委員 現状維持で継続です。

委員 現状維持で継続です。

委員 現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

では、委員会としての意見は現状維持で継続とさせていただきます。次に、市民活動推進課所管の7番行政協力補助金について簡潔に説明していただいた後、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

担当課 行政協力補助金について説明させていただきます。補助制度の内容及び目的、効果を中心に説明させていただきます。補助金交付の目的ですが、各町内会等の相互の親睦と連帯を図り、地域の環境改善につとめることで地方自治の発展に寄与する町内会自治会連合会と市の相互協力関係を推進し、行政の円滑化及び地域社会における住民

自治の振興を図るものです。補助金の交付先は、市内の町内会等の自治組織の連合体である町内会自治会連合会です。効果としましては、行政の円滑化及び地域社会における住民自治の振興により、コミュニティ活動が推進し、地域コミュニティが健全に発展することが期待できます。補助の内容としましては、4月1日現在の加入世帯数かける1,100円に、加入団体数かける3万2千円を加えた額となっております。年度途中で団体数が増加した場合は、その団体分として、月割りで交付しております。町内会自治会連合会から単位町内会等への配付は、3種類ございまして、地区活動助成金としまして、3万円かける10地区、市内を10地区に分割しまして交付しております。次に、行政協力業務助成金としまして、4月1日現在の加入世帯数かける400円に2万2千円を加えて交付しております。市民活動活性化助成金として、4月1日現在の加入世帯数かける700円を交付しております。補助金の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは質問させていただきます。

委員 他の市と比較して印西市は、補助額が多額になっています。佐倉市だと世帯数かける300円となっています。印西市の補助額が多額となっている理由は何ですか。

担当課 佐倉市は、回覧物の配付については、別途委託契約を締結しています。1団体当たり3万円から15万円の支出があるようでございます。行政協力業務助成金につきましては、回覧物の配付等、市の業務に対する協力に対するものでございまして、市が直接行うよりも効率的に行えることから、また、市の情報を的確に発信し、行政の円滑化を図るため、お願いしているものでございます。

委員 回覧物の配付だけで、印西市の補助額が多額になっているのですか。

担当課 地域のコミュニティを醸成するためにも交付させていただいております。

委員 他市並みに減額した場合、どのような影響があるのかという事前質問に対して地域活力が低下する可能性があるとの回答をいただきました。具体的に何が低下するのですか。

担当課 町内会等の活動をしていく上で、負担軽減のためにも交付させていただいておりますので、補助額を減額した場合、加入者の負担が増えることとなります。

委員 逆に経費の節減になりませんか。

担当課 各町内会によって、様々な事業を行っているため、一概にこちらから事業の縮小や

補助の削減は、お願いできないところでございます。

委員 年間3,300万円も支出して地域の活性化を図っているようだが、何をもって活性化なのか。具体的なものが見えてきません。他市と比較して妥当なのか。検証していますか。

担当課 現在、この補助金については、見直しを検討しております。他市の状況、助成の方法等を検討しております。例えば回覧物につきましては、補助金ではなく報償として支出すること等を検討しております。印西市の実情に合ったものとなるようにしたいと考えております。また、町内会自治会連合会から単位町内会等へ分配するという方式につきましても現在、見直しを検討しております。

委員 期待しています。補助金を交付するのならば、適切かつ有効に活用してもらえそうな制度としていただきたいと思います。補助金があるから活動している団体があると思います。補助金が減額されれば、それに見合った活動に見直せばよいと思います。そのように団体を誘導すべきではないでしょうか。それから、不正行為を行った団体があったようですが、申請時のチェックは、どの様に行っていたのですか。

担当課 補助金交付の基礎となるのは、加入世帯であるため、加入世帯名簿を提出していただいております。その名簿の加入世帯数と補助金請求に係る世帯数を突合しております。

委員 名簿を提出すれば、その数字で補助金を交付するのですか。

担当課 これにつきましては、町内会等を信頼して行っております。

委員 名簿の世帯数について、その数字が正しいのかチェックしていますか。正しい加入世帯数かどうか町内会等から提出された資料や住民基本台帳から検証できないのですか。

担当課 住民基本台帳では、どこの町内会等に属しているのか確認できません。

委員 行政協力補助金は、非常に多額となっています。その補助金を適正に支出するためのチェック体制を考えた方がいいと思います。申請があったものを信用して支出している、今後も不正行為は、発生してしまうのではないのでしょうか。有効なチェック手段はないのでしょうか。

担当課 原因の一つに、町内会等の加入者の定義が曖昧になっていることだと考えています。

今後、この点につきましても見直す予定であります。

委員 私も町内会の役員の経験があります。町内会等は、行政と地域住民とをつなぐために必要なものであるものと考えております。新聞報道もされていますが、印西市の平成24年度決算が議会において不認定とされました。また監査委員の方からは、行政協力補助金算定の基となる加入世帯数に誤差があると認められ、2012年度分の2万円が過払いであるとの報告が市長になされています。また、町内会を解散した地区もあり、各地区の町内会等への加入率も低い状態のようです。担当課としては、このような状況について何が原因なのか調査していますか。また、どの様な見解をお持ちですか。

担当課 私ども担当課も監査委員のヒアリングに立ち合いました。その中で、私どもに提出していただいた加入者名簿の世帯数と実際の世帯数が違っていたという状況でございました。また、加入率が低い状況についても認識しております。町内会等の役員を行うことが負担になっていることから、この様な状況になっていると考えております。また、町内会を解散した地区については、集合住宅の管理組合に回覧物の配付をお願いしております。新しく開発された地区につきましては、担当課から町内会等の設立をお願いしているところでございます。これからも地道に啓発を行い町内会離れが進まないよう努力していきたいと考えております。

委員 今回の不正行為に関しては、町内会自治会連合会の責任も多分にあるものと感じます。多額の補助金を受給しているにもかかわらず、チェック体制が甘かったと言わざるを得ません。補助金が正しく交付できるよう、町内会自治会連合会の在り方を含めて、見直すべきであると考えます。

委員 市として町内会等は、何のために必要なのですか。

担当課 地域コミュニティの醸成や、市からの情報発信、また民生委員を推薦してもらうなど市の協力団体として必要であると考えております。

委員 町内会というよりは、地域の窓口となる町内会長個人が必要なのではないですか。

担当課 町内会への加入者全員を対象にする訳にはいきませんので、町内会等の役員や町内会長を通じて、市からの情報発信や各種の交渉をしているわけです。

委員 各地域において、町内会と各種のコミュニティ団体の活動は、連携していないと感じます。各地区の社会福祉協議会、コミュニティセンターの運営団体、学校関係など町内会とは別に運営されています。印旛村及び本埜村には、行政区というものがあり

ましたが、合併の際に廃止してしまいました。市の協力団体としては、町内会等よりも行政区のほうがよかったのではないのでしょうか。町内会の存在意義を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。町内会等が解散になったり、加入者が減少している中、多額の補助金を交付し続けるのはいかがなもののでしょうか。根本的な見直しが必要なのではないのでしょうか。

担当課 印旛村、本埜村では、行政区の区長個人へ報酬を支給していました。合併後は、印西市の制度を採用し、個人ではなく、各地域に補助金を交付するようになりました。また、町内会自治会連合会を通じて補助をしておりますが、今後は、直接、町内会等に補助する方向で検討しております。

委員 印西市は、既存の市街地、農村部、千葉ニュータウン区域と様々な区域があります。非常にバラエティに富んだコミュニティがあるので、町内会等の一つの制度で運用するのではなく、行政区制度を採用したり、地域によって変えてみてはどうでしょうか。そのような議論をせずに、補助金の額や交付方法だけ変えても意味がないと思います。そのような議論をする場が必要であると思いますがいかがですか。

担当課 時間がかかり必要になると思います。合併の際には、そのような議論がありませんでした。この補助金制度を根本から変えることとなるので、かなりの時間が必要になると思います。

委員 補助金を効果的に有効的に活用するためには、議論が必要と考えます。また、例えば町内会等への加入率が20パーセント台の地区で、回覧物について加入者だけに配付することは困難であるとして、全戸に配布している地区があります。そういった現状で、加入者分に補助金対象限定していいもののでしょうか。本補助制度が現実と掛け離れてしまっていると思います。このようなことも議論する場が必要であると思います。

担当課 現在、町内会自治会連合会の理事が31名おります。その理事の方々と補助制度について検討しております。月1回程度の頻度で検討しております。加入者以外の世帯への行政からの情報伝達の在り方や補助対象等に関しまして検討しております。補助金の予算額にも関係してまいりますので、なるべく早期に結論を出したいと考えております。また、根本的な補助制度の在り方については、現在行っております補助制度の見直しの終了後、改めて検討させていただきたいと思っております。

委員 予算を計上するためには、早期に結論を出したいとお考えのようですが、関係者だけで議論しては良くないと思います。外部の人間を含めて議論すべきだと思います。自主防災会と町内会の関係であるとか幅広い内容を市民を交えて議論すべきであ

ると思います。印西市のコミュニティ醸成や住民自治の在り方について、議論が必要であると考えます。まず、そのための場を作るべきであると思います。

委員 この補助金は、町内会等に加入している世帯当たり、1,100円に22,000円を加えて交付しているのですか。また、町内会自治会連合会を通して交付しているのですか。

担当課 その様になっています。

委員 各町内会等における補助金の使途の実態把握について、実績報告書及び決算書の提出を求め、活動内容の把握に努めているとのことですが、何回くらい行っていますか。

担当課 実績報告書は、毎年度提出していただいておりますが、決算書につきましては、平成23年度分から提出していただいております。

委員 実際に町内会等では、補助金は、どのような経費に使われていますか。

担当課 主なものは、地域の祭りに対する助成や、集会所の運営費に充てられております。

委員 補助金の使途について、市は、指定していないのですか。

担当課 指定は、しておりません。

委員 補助額が妥当なのでしょうか。また、透明性が必要であると思います。その点をしっかりとチェックして欲しいと思います。

委員長 町内会にどういった役割を担ってもらうのか、町の成熟度によって変わってくるものと考えます。高齢者や単身の世帯が増えてくると、その対策が町内会等にとって大きな課題となってきます。高齢者や単身世帯と連絡を取るために何度も足を運ぶというようなことが必要になってきます。しかし、本補助制度では、世帯当たり一律に補助金が交付されます。また、災害が発生した場合の災害弱者対策等も町内会等の大きな課題です。その様な活動を行っている町内会等に手厚くする補助する制度とすべきであると考えます。この様なことは、共助の考え方であると思います。共助の仕組みを応援していくような仕組みとすべきと考えます。また、長年同じ方が会長を行っている団体がありますが、これも不正を招く一因であると思うので、実態を調査していただきたいと思います。以上です。

委員 現在、正しい加入世帯数が把握できない以上、この補助金が多額すぎるとか、適正

であるとか、適正でないとか判断できないのではないのでしょうか。

委員長 では、委員から望ましい算定基準について何か提案がありますか。

委員 町内会等から提出されている加入者名簿が正しいものであるか再調査を行うという条件を付して補助金の評価を行うべきであると考えます。

委員長 本当に居住しているか把握することが困難な場合があるため、加入者について厳格に把握することは、かなり困難であると思います。

委員 住民基本台帳に登録されていることが町内会等への加入要件ではありませんから、市として調査することも難しいと思います。

担当課 加入者として町内会等が認めている世帯を積み上げたものが加入世帯数となりますので、正確な加入者数を調査するためには、個々の世帯ごとに調査しなければなりません。これを行うのは、難しいものと考えております。

委員長 ただし、100世帯とか200世帯とか、大きく違う場合は、調査が必要であると思います。

委員 町内会等の制度は、市としては必要であると先程、言っておられましたが、本来市で行うべきことを町内会に任せていると思います。町内会があると情報発信がしやすいとか、そのため市は、町内会等を利用しているのだと思います。市で行うべきことは、市が責任を持って行うべきであって、市で行うべきことを町内会等に任せて、その見返りとして補助金を交付するという制度は、見直す必要があると思います。佐倉市は、委託方式で回覧物の配付を行っているそうですが、そういう方式も含めて町内会等の役割を見直す必要があると思います。災害が発生した場合には、地域のコミュニティとか、共助という考え方が必要になってきます。そこに効果的な補助金を交付すべきであると思います。その様になるよう制度の変更が必要であると思います。町内会等も、地域コミュニティの醸成また、共助のための団体であるとの認識を持つ必要があると思います。

委員長 他に質問はありますか。無いようですので、この補助金は、これで終わりにします。続きまして、8番町内会集会所敷地借地料補助金について説明をお願いします。

担当課 町内会集会所敷地借地料補助金についてご説明をいたします。補助金交付の目的、効果、内容の順で説明させていただきます。はじめに目的でございますが、地域コミュニティ形成のために必要な地区集会所施設の借地料を補助することにより、町内会等

の負担軽減を図ることを目的としています。その効果といたしましては、町内会等の負担軽減とともに、市有地等に建設されている集会所を所有しているため借地料がかからない町内会等との格差をなくすという効果がございます。補助制度の内容でございますが、町内会等が管理し、運営している集会所の敷地に係る借地に要する経費について、補助をしております。補助率等につきましては、資料として添付してございます補助金交付要綱をご覧ください。補助対象経費につきましては、相手方が国等の場合は、契約額、私有地である場合は、市が普通財産の土地を貸付ける場合の貸付料算定の例を超えない範囲内で、かつ、当該契約の賃借料を超えない額としております。補助限度額は、20万円で、町内会等の世帯数により、補助割合を定めております。説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 それでは質問をさせていただきます。

委員 実績をみると、土地の借地料が町内会等によって差があるようですが、そのことにクレームはありませんか。小林台方町内会が20万円であるのに対して、六軒自治会は、2万2千円となっています。

担当課 近傍宅地の評価が地域によって違います。それに基づいて計算させていただいております。また、このことについてのクレームは、ございません。

委員 このような補助金を交付しているのは、近隣市では、あまりないようです。市が補助する対象は、非常に多岐にわたっていると感じました。

委員 現在6町内会等に対して補助をしていますが、最も古いものは、いつから補助をしていますか。

担当課 昭和57年からになります。要綱が昭和57年度に制定されているため、昭和57年からと思われます。

委員 昭和57年から補助対象となっている6町内会に変更は、ありませんか。

担当課 今、資料がありませんので、正確には分かりませんが、六軒自治会と七畝割町内会は、比較的新しいと思います。その他の町内会等は、当時から変わっていないと思います。

委員 七畝割町内会は、私有地に集会所を建設したのですか。

担当課 市の保有する土地もあったのですが、それだけでは面積的に不足しているので、私

有地を借りて建設しました。また、一昨年に集会所の建て替えを行っています。

委員 市の方針としては、借地料をずっと負担し続けるのですか。今後、集会所用地を市有地化するか町内会の保有とするかといった考えはないのですか。

担当課 できれば町内会等で土地を購入していただければと思っております。

委員 現実的には難しいのではないのでしょうか。法人化している町内会等は、ないと思います。市有地化して町内会等に貸し出すというのが現実的ではないのでしょうか。市として、このまま借地料を補助し続けるのか、市有地化するのか、又は町内会の法人化を指導し、町内会で土地を所有してもらうのか方針を決定するべきであると考えますがいかがでしょうか。

担当課 現在、借地料を補助している土地を市有地化する予定は、ございません。

委員 この補助金については、終期なく続けるということですか。

担当課 集会所の建替えの際に、検討したいと考えております。

委員 印西市においては、集会所の建設については、補助金が交付されますが、土地の購入に際しては、ありません。市有地化について検討していただきたいと思います。町内会等の活動の拠点となる施設ですので、いずれは、借地料が発生しないようにした方がよいと思います。町内会等が契約している借地料そのものの妥当性について精査していますか。

担当課 契約書の写しを提出していただいて額の確認は、しております。また、補助対象額は、市が普通財産を貸し付けする場合の貸付料の範囲内となっておりますので、それを超えた場合は、補助対象額となりません。

委員 補助対象、補助率等もう一度説明してください。

担当課 例えば六軒自治会は、相手方が国になります。世帯数が200世帯以上350世帯未満に該当しますので補助率は、10分8となります。六軒自治会以外は、相手が私人で、民有地となります。民有地の場合は、契約額をそのまま補助対象経費とせずに、市が普通財産の土地を貸付ける場合の貸付料算定の額を超えない範囲内としております。算定は、近傍宅地の評価によって行います。なお、算定額が当該契約の賃借料を超えた場合は、当該契約額を補助対象経費としています。また、町内会等の世帯数により、補助割合が変わってまいります。

委員 わかりました。

委員 年度によって、若干市の補助額が違っているようですが、それはどういうことですか。

担当課 年によって、近傍宅地の評価額が変化しているためです。固定資産税に係る評価額が下がっているためです。

委員 借地料と補助金の差額は、町内会等で負担しているのですか。

担当課 そうなります。

委員 マンションに居住している住民は、集会所の建設費用、土地に関する費用についてもマンションを購入する際に負担しています。開発行為が行われた場合も集会所施設の用地については、市に提供をしているが、その土地に関する費用は、購入者が負担しています。これに対して、土地の賃借料がかかる町内会等に補助するのはいかなるものでしょうか。市から補助金を支出するのは、不公平ではないですか。

担当課 補助を受けている6町内会等にとっては、必要な制度であると考えております。

委員 自己負担している市民と、無料で土地を利用している市民と、土地の賃借料の補助を受けている市民がいることは、公平性に欠けると思います。また、借地料の補助ということは、補助金が永久に支出されることになります。

担当課 そうということになります。

委員 先程の行政協力補助金の中で、土地の賃借料を捻出することもできるのではないのでしょうか。その様にすれば、町内会等で土地を保有するとか、賃借料の値下げについて自ら交渉するとか、町内等で努力する姿勢が出てくると思います。他市の状況も調査していただいて、この補助金が永久に続かないようにするための検討をしてほしいと思います。以上です。

委員長 現実的な問題として、既存の地域にとって、集会所用地を手配するのは難しいと思います。集会所を建設するには、建設費だけでも多額な負担となり、その他に土地の代金となると、町内会等にとって非常に重い負担となってしまいます。自己負担している市民と、無料で土地を利用している市民と、土地の賃借料の補助を受けている市民が存在することは、止むを得ないのではないかと思います。

委員 意見になってしまいますが、借地はやはり不安定であると思います。貸している方の事情により、集会所が利用できなくなる可能性があります。市有地化を段階的に進めていく必要があると思います。

委員長 他に質問はありますか。無いようですので、この補助金は、これで終わりにします。続きまして、9番集会施設整備事業補助金について説明をお願いします。

担当課 それでは、9番集会施設整備事業補助金について説明をさせていただきます。新築と修繕を一括して説明させていただきます。目的、効果、内容について説明いたします。この補助金交付の目的ですが、集会所の整備を行い地域住民の活動、交流の促進を図ることとしております。その効果でございますが、地域コミュニティ環境の整備が図られ、地域住民の活動及び交流が促進されるものと考えております。補助制度の内容でございますが、集会所を建設又は修繕する町内会等へ補助金を交付するものでございます。補助金交付要綱をご覧ください。新築及び増築を行う場合は、新築事業となります。新築事業の対象経費につきましては、集会施設の本体工事、電気工事、給排水工事及び外構工事で世帯区分に対する総床面積以内の範囲内を対象経費としています。支給限度額は、2千万円としています。補助割合につきましては、町内会等の世帯数により定めております。1㎡当たりの補助基準額、築年数制限の定めもでございます。集会所の老朽化に伴う解体費用の補助は、ございません。次に修繕事業ですが、集会施設本体の修繕に係る1万円以上の経費を対象としております。補助率は、2分の1以内、支給限度額は、50万円以内としております。こちらにつきましても、補助基準額の設定、年数制限がございます。説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、質問させていただきます。

委員 前回の補助金等評価委員会において、集会所の利用実態を調査するよう求められていましたが、現在の各地区の集会所の利用実態を把握されていますか。

担当課 青年館につきましては、市の施設ですので利用実績の提出をさせていただいておりますが、町内会等の集会施設につきましては、町内会の所有となっておりますので、利用実態の把握は、行っておりません。

委員 町内会等の集会所を有料で貸し出しをしている団体はありますか。例えば、塾であるとか習い事に使用する場合があります。マンションにある集会所は、自己負担で集会所を建設しているのですが、多額の補助金の交付を受けて建設している集会所において使用料的なものを徴収するのは、問題があるのではないのでしょうか。営利まではいかないかもしれませんが、使用料を徴収している団体がどのくらいあるのか調査すべきで

あると思います。また、使用料の徴収を認めるのであれば、そのことに関するルールが必要なのではないのでしょうか。高い補助率ゆえの問題であると思います。また、補助率の見直しが必要なのではないかと思います。

担当課 実態把握に努めたいと思います。

委員 建設からかなりの年数を経た集会所が増えてきていると思いますが、長期的な視点から、今後の修繕の見通しは、どうですか。

担当課 市内には、昭和30年代に建設した集会所もございます。取り壊しに係る経費についての補助はございませんが、修繕で対応できない施設については、予算要望前に各団体から申し出をいただき、順次建て替えをしていただくことになると考えております。修繕につきましても、各団体から予算要望前に申し出ていただき、予算計上をしております。現在、町内会等は、168ありますが、集会所がない町内会等は23です。厳しい財政状況でございますので、年度ごとに計画を策定しながら修繕を行ってまいりたいと考えております。

委員 町内会等によっては、集会所の建設又は修繕のために積み立てを行っております。その状況等を調査すれば正確な計画を策定することが出来ると思います。

委員 町内会等の集会所の所有権は、どこにあるのですか。

担当課 町内会等の所有です。

委員 集会所の建物は、登記してありますか。

担当課 登記されていないと思います。

委員 白井市は、この様な補助金がありませんが、どの様に集会所建設又は修繕を行っているのでしょうか。

担当課 白井市にも印西市と同様の補助金があったのですが、集会所の建物の登記を義務付けていたこともあり、補助金の利用実績が少なく、制度自体が廃止されたとのことでございます。また、建物の維持管理を町内会等で行うことが困難で、集会所を所有していない町内会等が多いとのことでございました。現在、白井市では、集会所の新築及び修繕に係る経費については、すべて町内会等の自己負担とのことでございます。

委員 白井市では集会所を所有していない町内会等が多いとのことですが、町内会等には

集会所が必要なのですか。

担当課 集会所がなければ町内会等が運営できないということでは、ございません。印西市におきましても23の町内会等が集会所を所有しておりません。

委員 集会所を所有していない町内会等は、どの様に運営しているのでしょうか。

担当課 集会や会議を開催する場合は、公民館等の公共施設や個人宅を利用して対応しているものと思われま。

委員 集会所がない町内会等であっても運営は、可能であると思います。集会所の稼働率を調査したことはありますか。

担当課 調査したことはございません。

委員 集会所の利用に関する実態を把握すべきではないでしょうか。集会所の必要性を検討すべきだと思います。

担当課 市としましてもすべての町内会等に集会所を建設すべきであるとは、考えておりません。地域の皆さんの総意を持って集会所は、建設するものと考えております。

委員 補助金を交付しているのだから集会所の稼働率を調査すべきだと思います。稼働率によっては、集会所の統合などを検討してはいかがでしょうか。市としても軽費の削減にもなると思います。また、集会所の建設又は修繕を行う際に、仕様であるとか、建物の規模であるとか、価格等のチェックは、していますか。

担当課 見積書、設計図書について確認をしております。見積書に関して、その価格が適正であるかの判断をすることは、困難でございます。しかし、見積書の内容と設計図書の整合性については、確認をしております。また、見積書及び設計図書の内容につきましては、町内会等の総会の承認を経て提出されたものと認識しております。なお、建物の仕様についての標準化というものは、行っておりません。

委員 例えば1㎡当たりの単価を設定するとか何らかの標準化が必要なのではないのでしょうか。

担当課 補助基準の中で1㎡当たり15万円までと定めております。それ以上は、町内会等の負担となります。

委員 心配なのは、業者との癒着だと思います。癒着が発生しないとは言えないと思います。

担当課 癒着に関してすべて市で確認することはできません。しかしながら、この補助金を利用して集会所の建設又は修繕を行う際には、担当課の方へ町内会等の役員の方々が相談にみえます。その際に業者の選定についても相談を受けますが、担当課から業者の斡旋は、いたしません。ただし、町内会の加入者からの誤解を招かないよう、複数の業者から見積もりを徴収するとか、プレゼンテーションを行うとかのアドバイスは、させていただいております。

委員 わかりました。できることは行っているのですね。以上です。

委員 各町内会等にとっては、非常に手厚い補助制度になっており、有用な制度であると思います。

委員長 問題となるのは、稼働率等の集会所の利用実態であると思います。例えば町内会等の総会と何回かの役員会のみ利用となっている集会所もあるようです。補助金申請の際に利用計画の提出も必要なのではないでしょうか。また、何が補助対象となっているのかを明示していただきたいと思います。

委員長 他に質問はありますか。無いようですので、この補助金は、これで終わりにします。続きまして、10番青年館等修繕費交付金について説明をお願いします。

担当課 それでは、10番青年館等修繕費交付金について説明をさせていただきます。補助金等調書に基づき説明させていただきます。交付の目的でございますが、老朽化した青年館を修繕し、又は青年館に合併処理浄化槽を設置することにより、地域住民の活動、交流の促進を図ること、及び衛生面の向上を目的としております。この交付金の効果は、青年館の実態は、地域の集会所となっておりますので、9番の集会施設整備事業補助金の効果と同様に地域コミュニティ環境の整備が図られ、地域住民の活動及び交流が促進されたものと考えております。交付金の内容でございますが、青年館の建物本体の修繕に関しましては、修繕費の2分の1、限度額を50万円としております。合併処理浄化槽の設置に関しましては、工事費の5分の4を交付してございまして、浄化槽の人槽区分により補助限度額を設定しております。8人槽以上の大きな浄化槽であっても200万円以内としております。説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、質問させていただきます。

委員 青年館は、かなり古い建物であるため、解体して町内会等の集会所に移行することですが、いつ頃までに移行をするのですか。

担当課 今年度に1つの青年館を解体して集会所に建て替えを行う予定でございます。昭和40年代に建設された青年館が12あります。青年館の規模にもよりますが、年間2から3の青年館を集会所に移行できればと考えております。町内会等の負担も発生しますので、町内会等との協議も必要になります。また、当該地区に集会所の必要性の判断も必要になるかと思えます。また、現在の青年館が必要ないと町内会等が判断した場合は、市で引き取り、解体することとなります。

委員 計画的に行われているのですか。

担当課 町内会等との協議が必要なこと、町内会等での資金調達の関係などから、なかなか進んでいない状況です。

委員 老朽化が進んでいるため、集会所に建て替えをしたいのだが、資金関係上修繕をしながら使用しているということですか。

担当課 そういふこととなります。建物自体は、かなり老朽化しております。青年館を解体して建て替えを行う場合は、集会所として行います。集会施設整備事業補助金を活用し、またその際には、町内会等の負担もでございます。したがって、資金的に厳しい町内会等にとっては、青年館を修繕しながら利用をし続けていると思われまゝ。担当課としましては、建替えのお願いをしておりますが、建替えについて強制するわけにはいきませんので、なかなか計画的には進んでいない状況でございます。

委員 状況は分かりましたが、市は、しっかりとした方針をもって進めていくべきであると考えます。市としては、青年館は、廃止するというところでよろしいですか。

担当課 そういふことです。

委員 この補助金があるから、青年館が存続してしまうのではないのでしょうか。建設当時は、青少年の健全育成という目的があったようですが、実態として町内会等の集会所として利用されているのであれば、集会施設整備事業補助金と整理統合して一体化した運営をした方がよいのではないのでしょうか。青年館を所有しているのは印西市なのですか。

担当課 町内会等が青年館を所有していただけるのであれば、市としては、町内会等に所有

権を移したいと考えております。しかしながら、かなり老朽化している施設なので町内会等で受けていただけない状況でございます。

委員 所有権は市にあるのですから、その稼働率等の利用実態を調査して、他の集会所と統合すべきではないでしょうか。市村の合併があつて、施設が過剰になっているので統廃合が必要であると思います。

委員長 集会所と青年館が混在している地区はありますか。

担当課 確認できません。

委員 青年館とはどのようなものですか。また、どこの地区にあるのですか。

担当課 青年館は、既存地区でございます。高花地区や草深地区にもございます。

委員 集会所との違いありますか。

担当課 各地域の青少年のための施設として、千葉県補助金をいただいて建設したものです。集会所と同じような施設です。

委員 町内会等の集會に使用しているのですか。

担当課 そうです。

委員 古くからある施設なのですか。

担当課 昭和40年代からあります。

委員 老朽化が進んでいるのですね。

担当課 そうです。

委員 建て替えを行う場合には、集会所として行うのですね。

担当課 はい。集會施設整備事業補助金を活用していただき、町内会等の所有となります。

委員 集会所への建て替えは、なかなか進まないものですか。

担当課 町内会の加入者の総意がなければ、いけませんので、進まないのが現状です。また、資金の面からも困難な町内会等があるようです。

委員 市としては青年館を集会所に建替えていく方針なのですね。

担当課 そうです。

委員 青年館の用地について問題はありますか。

担当課 青年館の用地については、民地もございませぬ。問題がまったくないわけではありませぬ。

委員 補助金を投入して、青年館を修繕して、その青年館は、利用されているのですか。

担当課 青年館の利用実績につきましては、年度末に町内会等から提出いただいております。地域の皆さんの集会施設として利用していただいております。既存地区の方々の利用率は、高いと認識しております。しかしながら、資金面等から集会所の建設には、至っていないというのが実情でございます。

委員 集会所への移行についての努力を続けていただきたいと思っております。

委員 県の補助金を投入して青年館を建設しているために、青年館という名称を使用していますが、かなりの年数を経て、その名称を変更することは、できないのですか。変更できるのであれば、町内会等の集会所へ名称を変更した方がよいのではないのですか。

担当課 千葉県には、青年館の運営に関する例規があります。そのため、青年館を廃止して、町内会等の集会所を建設する場合には、千葉県へ報告が必要でございます。また、青年館は、市の所有となっておりますので、青年館の設置管理条例の改正を行えば名称を変更することは可能ですが、町内会等で青年館を引き取っていただけないというのが実情でございます。

委員 集会所の修繕に関する補助金の交付要綱と青年館の修繕費の交付要綱を別々に制定している理由は、何ですか。

担当課 青年館の場合は、所有者は市でその管理運営を町内会等に委託しております。所有者が違うことが理由になります。

委員 要綱に所有者に関する記述は、ないようですが。

担当課 青年館等修繕費交付金交付要綱の第1条に青年館を修繕する指定管理者と規定されておりまして、市が所有する青年館の維持管理を指定管理者に行っていただいているところがございます。また、この要綱とは別に青年館につきましては、設置管理条例がございます。

委員 利用実態が町内会等が所有している集会所も市が所有している青年館も同じであれば、同一の補助金交付要綱でよいのではないのでしょうか。ご検討いただけたらと思います。もう一点、青年館については、合併浄化槽に関する補助があるようですが、合併浄化槽に関しては、一般の家庭にも補助制度がありますが、その制度との関係はどの様になっていますか。

担当課 一般家庭に対する合併浄化槽の補助制度では、町内会等や事業者が合併浄化槽を設置する場合は、補助対象となりません。したがって、町内会等の負担軽減と水質保全のために補助しております。

委員 市村合併後に補助額が増加していますが、今後の見込みはいかがですか。

担当課 今後も増加が見込まれます。旧印旛村の構造改善センター一分が増加すると考えております。

委員 私の意見になりますが、青年館から集会所へ移行させていくという市の方針なのであれば、集会所の補助率と青年館の補助率に差を設けるべきではないのでしょうか。青年館の修繕に関する補助率を低くして、集会所への建て替えを誘導すべきであると思います。

担当課 集会所は、一度修繕を行うと5年間は、補助金が交付されませんが、青年館は、その様な規制がないので毎年、補助金が交付されます。これにつきましては、調査が必要であると思います。

委員 青年館の方が手厚い補助制度となってしまうので、見直すべきではないでしょうか。

担当課 検討いたします。

委員長 災害が発生した場合、青年館や集会所は、避難所に指定されていますか。

担当課 一部の青年館及び集会所は、避難所として指定されております。

委員長 町内会等の所有の集会所を避難所として指定しているのですか。

担当課 指定させていただいております。

委員長 青年館を廃止して、取り壊す経費は、市が負担するのですか。

担当課 市の所有となっておりますので、市が負担します。

委員長 修繕の時は、補助金で、廃止の時は、市が負担するのはおかしいのではないのでしょうか。市の所有物であるのだから、修繕の時も市が負担すべきではないのでしょうか。また、青年館の指定管理者は、個人ですか、団体ですか。

担当課 団体です。地元の町内会等になっております。

委員長 指定管理料は、発生していますか。

担当課 無償です。

委員長 青年館は、古い施設ですので、限度額が50万円で不足することはありませんか。町内会等の負担が多額になってはいませんか。

担当課 古い施設ですので、修繕費も多額になりがちでございます。市からは、建て替えを極力お願いしているところでございます。

委員長 青年館の土地は、市有地が多いのですか。

担当課 竹袋、宗甫、発作の青年館につきましては、民有地でございます。共有地もございません。

委員長 共有地は、相続人が膨大になり、相続人が把握できない状況になりがちです。このような状況になると、建て替えが困難になってしまいます。以上です。他に質問はありますか。無いようですので終わりにします。長時間、ありがとうございました。

それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。7番行政協力補助金についてお伺いします。

委員 私は、縮小です。

委員 私も縮小です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、整理統合です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

従いまして、委員会としての意見は現状維持で継続と縮小して継続に分かれました。  
そして、整理統合を少数意見とさせていただきます。

次に、8番町内会集会所敷地借地料補助金について、意見を伺います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も現状維持で継続です。

委員長 私も現状維持で継続です。

委員会の意見としては、現状を維持して継続で、縮小して継続を少数意見とさせていただきます。

次に、9番集会施設整備事業補助金について、意見を伺います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も現状維持で継続です。

委員長 私も現状維持で継続です。

委員会の意見としては、現状維持をして継続で、縮小して継続を少数意見とします。  
次に、10番青年館等修繕費交付金について、意見を伺います。

委員 私は、整理統合です。

委員 私も整理統合です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、整理統合です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

委員会の意見としては、整理統合で、縮小して継続と現状を維持して継続を少数意見とします。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第10回補助金等評価委員会を終了します。お疲れさまでした。

平成25年10月30日に行われた第10回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 深 堀 哲夫